合理的配慮としてオンライン受講を検討するためのチェックリスト

　障害のある学生に対する「合理的配慮」として授業のオンライン受講を検討する場合は、下記チェックリストの各項目に該当するかどうかを確認してください。

　なお、オンライン受講とは、ハイブリッド型（Zoom等によるリアルタイムのアクセス許可）およびオンデマンド型（講義動画の提供）を指しています。

　※部局ごとのルールや教員の裁量等によるオンライン授業の実施および受講許可を妨げるものではありません。

【チェックリスト】

|  |  |
| --- | --- |
| □ | オンライン受講が、「障害（社会的障壁）」を除去・軽減することに寄与している  ※学生からの個人的な要望の場合は、本項目について加味されていない可能性があります。一方で、学部・研究科等から送付される合理的配慮の配慮依頼文書において、選択肢としてオンライン受講が記載されている際には、すでに本事項を考慮しています。 |
| □ | オンライン授業を実施することが、講義担当教員にとって多大な負担とならない  ※カメラの調整など、第三者がいることで解決が可能な場合は学部・研究科等やDRCへご相談ください。 |
| □ | オンライン受講でも、学生が享受できる教育の質を十分に確保することができる  例）学習状況を確認するために、別途課題等を設定することにより教育の質を担保する 等 |
| □ | 当該学生がオンラインにより講義等を受講しても、他の受講生にとっての教育的利益が著しく損なわれることはない |

　上記チェックリストの全ての項目に該当する場合は、オンライン受講を「合理的配慮」として許可することが考えられます。一方で、該当しない項目がある場合は、学部・研究科等から送付された合理的配慮の配慮依頼文書に基づき、オンライン受講以外の方法により合理的配慮をご検討ください。ご検討の際にご不明なことがあれば、学部・研究科等の支援担当者やDRCへお問い合わせください。

＜合理的配慮＞

　多くの人は提示された方法や環境に適応しながら学んでいます。しかし、心身の機能等に何らかの制限や特性がある場合、多くの人が何気なく適応している方法や環境ではうまく学べない状況（“障害”）が生じることがあります。合理的配慮とは、このような“障害”、つまり普遍的に与えられた権利を享受するうえで障壁となっている設備・前例・ルール・慣行に対する変更および調整を指します。

　そのため、合理的配慮は機会均等を目指すもので、結果（例えば、単位取得）を保証するものではありません。また、高等教育においては教育の質保証の観点も重要であるため、授業等における本質を損なう配慮を求めるものではありません。必要性と妥当性を考慮して、学生の権利保障（教育責任の確保）に資する方法を検討することが求められます。

　※障害のある学生に対して合理的配慮を提供することは、障害者権利条約・障害者差別解消法・対応要領（京都大学）でも定められています。

京都大学　DRC（学生総合支援機構 障害学生支援部門）

TEL：075-753-2317　E-mail：d-support@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp